

坂町立横浜小学校生徒指導規程

第1章 目的

第1条 この規定は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条

【髪型】

(1) 髪型

- ・前髪は目にかからないようにする。
- ・一部を短くしたり、長くしたりしない。
- ・肩につく髪はゴムで結ぶ。
髪を束ねる場合、黒、紺、茶のゴムや髪留め（飾りのないもの）を使用する。
- ・学習に支障となる髪型にしない。
- ・染髪、パーマ、そり込みはしない。

(2) 装飾等

- ・マニキュア等の爪の装飾はしない。
- ・爪が長くなったら、短く切る。

【服装等】

第3条

(1) 服装

- ・基準服とする。

夏服	ポロシャツ、半ズボン、スカート、長ズボン
冬服	ブレザー、ポロシャツ、半ズボン、スカート、長ズボン

- ・スカートは短くせず、膝にかかる長さとする。
 - ・靴下は、無地で白・紺・黒とする。長さはくるぶしが隠れる長さから膝下までとする。
 - ・タイツ・レギンスは黒、紺、白の柄や飾りのないものを着用してもよい。
ただし、体育の授業では必ず脱ぐ。
 - ・パンプスインソックス等は履いてこない。
 - ・ポロシャツから出るような下着は着ない。
- ##### (2) 防寒着
- ・ブレザーの下に、ベスト、カーディガン、セーター、トレーナーを着用してもよい。
(無地で、色は白・紺・黒・灰)
 - ・登下校中、ブレザーの上に、ジャンパーやコートを着用してもよい。また、ただし、校内

では脱ぐ。

- ・登下校中、手袋・マフラー・ネックウォーマーを着用してもよい。ただし、校内では着用しない。手袋のみ決められた場所や時間に使用できる。

(3) 名札

- ・学校規定の名札を左胸につける。
(折田衣料品店にて購入する)

(4) 帽子

- ・学校指定の黄色帽子をかぶり、登下校を行う。

(5) 体操服・水着

- ・学校指定のものを使用する。
(学校指定店で購入する。但し水着については推奨とする。)

(6) 冬季の体操服

- ・体操服の上に体育の授業専用のトレーナーを着用してもよい。
- ・丸首で無地のもの。色は白、黒、紺、灰とする。
- ・サイズが合ったものにする。
- ・体操服とともに学校に置いておき、必ず記名をする。

(7) 外履き

- ・運動に適した靴を履く。厚底や装飾の華美なものは、学習に差し支えるので履いて来ない。

(8) 上履き・体育館シューズ

- ・上履きはバレエシューズを使用する
(上履きの先は青・赤・白とする)
- ・体育館シューズは規定のものを使用する。(学校指定店で購入する)

(9) カイロやリップ等

- ・体調不良等の理由がある場合のみ認める。
ただし、担任にその旨を知らせる。カイロは、貼るタイプのものを使用する。リップは、無色のものにする。

(10) マスク

- ・マスクの色は原則無地とする。健康上の理由で上記以外のものを身に付けるときは、その旨を担任に知らせる。

【持ち物】

第4条

(1) カバン

- ・ランドセルを使用する。補助鞆として手提げ

袋を使用する。

- ・キーホルダーなどはつけない。
- ・反射材は貼るタイプで無地のものにする。

(2) 学用品

- ・筆記用具は鉛筆を使用する。シャープペンシル・ボールペンは使わない。
- ・すべての物に名前を書く。
- ・別紙「学習用具のきまり」を参照。

(3) 防犯ブザー

- ・全員着用すること。

(4) タブレット

- ・きまりを守って使用する。
- 別紙「タブレット活用のルール」参照

(5) 不要物

- ・学習に必要なものは学校に持ち込まない。(違反があった場合は、学校預かりをする。)

(6) 携帯電話

- ・携帯電話は基本的に持込を禁止する。やむを得ない事情のある場合は、学校長の許可を得て、毎日職員室に預ける。

【校内での過ごし方】

第5条

(1) 授業

- ・チャイムの合図を守り、席について静かに始まりを待つ。
- ・授業の始まり・終わりは号令に従って気持ちの良いあいさつをする。
- ・返事・言葉づかいに気をつける。
- ・忘れものがないようにする。
- ・発言時は挙手をして、指名を受けたら、「はい。」と返事をして発言する。

(2) 休憩時間

- ・次の学習の準備をして休憩する。
- ・天気の良い日は、外で元気よく遊ぶ。
- ・決められた場所で安全に気を付けて遊ぶ。
- ・トイレは休憩中に済ませておく。授業中は行かないようにする。
- ・廊下や教室等、校内では走らず右側歩行をする。
- ・校内放送は静かに聞く。
- ・他学級や他学年の教室には入らない。

(3) 学校施設や用品について

- ・学校の施設や用品は大切に利用する。破損した場合には、直ちに教師へ伝える。

(4) 保健室利用

- ・来室する場合は教師にその旨を知らせる。
- ・けがや体調について養護教諭に知らせ、処置を受ける。
- ・児童は勝手に薬をつけない。(飲まない)

(5) 職員室の入退室

- ・用があるときは、学年・名前・用件を職員室にいる先生にはっきりと伝える。

(6) 給食

- ・当番は身なりを整えて衛生面に注意をして準備をする。
- ・当番以外の児童は教室内で静かに準備を待つ。
- ・給食放送は静かに聞く。
- ・給食終了後は速やかに片付けをする。

(7) 掃除

- ・全員が時間いっぱいだまって掃除をする。

(8) トイレ利用

- ・使用したら水を流す。
- ・トイレトペーパーを無駄に使わない。

(9) 教育相談・健康相談

- ・「教育相談窓口」(いじめ・体罰・セクシャルハラスメント等)を設置する。校内における相談担当は、教頭、教務主任、養護教諭と生徒指導主事の4名とする。
- ・坂中学校に常駐しているスクールカウンセラーを利用することができる。

(10) 下駄箱利用

- ・くつの先を奥にしてかかとをそろえる。

(11) 置き傘

- ・一人1本、教室保管する。

(12) 校庭での飲食

- ・放課後や休日に校庭でおかし等を食べない。

(13) 放課後

- ・放課後、校舎内に入るときは、職員室に用件を伝える。
- ・校庭では安全に気を付けて遊ぶ。(水曜日は除く)
- ・校庭では、硬いボールや硬いバットを使って遊ばない。
- ・忘れ物を取りに来る場合は16時30分までにする。

【登下校・欠席・遅刻・早退等】

第6条

- (1) 登下校の仕方
 - ・通学班での登校を原則とする。
 - ・通学班で並び、通学路を通して登校する。
 - ・交通ルールを守る。
- (2) 登校時刻
 - ・各通学班で決められた時刻までに集合を完了する。
- (3) 下校時刻
 - ・学校で決められた時刻に下校する。
- (4) 欠席する場合
 - ・8時15分までに保護者が欠席の理由を学校に連絡する。(登校班の班長にも知らせる。)
- (5) 遅刻・早退する場合
 - ・8時15分までに保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。(登校班の班長にも知らせる。)
 - ・必要に応じて保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を学校に連絡する。
 - ・登下校時間以外に遅刻・早退する場合は、原則保護者が付き添う。

第3章 校外での生活に関すること

【校区外の生活】

第7条

- (1) 校区外への外出
 - ・児童だけで校区外に遊びに行かない。(ただし、坂町立図書館については、保護者の了解を得て、行ってもよいことにする。)
- (2) 交通安全
 - ・交通ルールを守る。
- (3) 危険箇所への出入り
 - ・線路のそばや池・海の近くで遊ばない。
 - ・人気のない寂しい場所で遊ばない。
- (4) 自転車の乗り方
 - ・3年生以上(3年生は交通安全教室終了後)は、交通ルールを守り安全に気をつけて乗ることができる。
 - ・1・2年生は、保護者と一緒の時だけ乗ることができる。
 - ・グラウンドに自転車を乗り入れない。校門の所で自転車から降りて、押して入り、職員室裏の駐輪場に整頓して置く。
 - ・自転車に乗るときはヘルメット着用する。
 - ・踏切の所では、押して渡る。
 - ・ガードレールのない国道は、自転車で通らな

い。

- (5) 帰宅時刻
 - ・夏場(4～9月)は午後6時
 - 冬場(10～3月)は午後5時を守る。
- (6) 外出する時
 - ・行き先を家族に伝え、帰宅時刻までには帰宅する。
- (7) 大型店および娯楽施設等への入店
 - ・大型店やゲームセンター、カラオケボックス等の娯楽施設に、児童だけで入店しない。
- (8) 金品の貸し借り
 - ・人におごったりおごられたりしない。
 - ・お金やものを強要しない。
- (9) インターネット等の利用
 - ・携帯電話・パソコン・ゲーム等のインターネット(メールも含む)の利用は、原則保護者が見ている前で行う。(保護者の責任において管理する。)
 - ・インターネットなどを利用する際、有害サイト(犯罪・暴力的なもの、性的なもの、グロテスクな内容のもの、反社会的なもの)などは見ない。
 - ・メールやサイトなどに個人情報を書き込んだり、投稿したりしない。友だちをからかったり、おとしめたりするような内容を書き込んだり、投稿したりしない。

第4章 特別な指導に関すること

【問題行動への特別な指導】

第8条

次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や問題の程度、繰り返し等の状況を考慮して指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物損壊
- ④ 窃盗・万引き・占有離脱横領
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ いじめ

⑨その他、法令・法規に違反する行為

以上の事例が発生した場合は、保護者に来校してもらい、速やかに関係機関（児童相談所・警察・民生委員等）と連携を図る。

（２）本校の規則等に違反する行為

①暴力行為（対教師、児童間、対人、器物破損）

- ・加害児童や被害児童等に対して聞き取りをし、被害状況を把握する。
- ・加害児童及び被害児童等の保護者との話し合いをもち、今後の生徒指導の方向性を示す。
- ・破損の原因によっては、弁償する場合もある。
- ・被害状況によっては警察等の関係機関と連携を図る。

②いじめ

警察への通報・相談に係る基本的な考え方

I 学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っていてもにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、加害児童について警察に相談し、警察と連携した対応をとる。

II いじめられている児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報する。

- ・加害児童や被害児童等に対して聞き取りをし、被害状況を把握する。
- ・加害児童及び被害児童等の保護者との話し合いをもち、今後の生徒指導の方向性を示す。

③怠学

- ・担任（場合によっては教頭・生徒指導主事等とともに）が家庭訪問をし、児童の実態把握に努め登校を促す。

④登校後の無断外出・無断早退

- ・無断で外出、早退した場合は速やかに保護者に連絡をする。
- ・保護者とともに学校において、指導を受けさせ再発の防止に努める。

⑤指導に従わない（指導無視、暴言、授業エスケープ、授業時の立ち歩き等）

- ・当該児童を別室にて指導する。

⑥携帯電話に関すること

- ・無届けで携帯電話を学校に持ち込んだ場合は、学校預かりとする。

⑦金品強要

- ・加害児童や被害児童等に対して聞き取りをし、状況を把握する。
- ・加害児童及び被害児童等の保護者との話し合いをもち、今後の生徒指導の方向性を示す。

⑧タブレット端末の不正行為

⑨その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

- ・学校において速やかな指導をし、当該児童の反省を促し、今後の支援体制を組む。

【反省指導】

第9条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

（１）説諭

（２）学校反省指導

①別室反省指導・・・一定期間児童を別室において生徒指導部教諭又は教頭等の複数の教師が、面接・反省文の記入・生徒指導や学習指導（授業）等を行うことによって、望ましい生活や学習の態度を育てる。

②授業反省指導・・・別室での反省指導において一定の成果が認められたと判断された場合や別室反省指導を行うほどでない場合に、通常の授業において担任等が、児童の学習意欲や態度、生活の状態を評価したり反省を促したりすることによって望ましい生活や学習の態度を育てる。

③保護者と協議・・・児童の問題行動及び反省の状況等について保護者に説明するとともに、再発防止に向けて具体的な取組みについて、保護者と共通理解を図り、生活改善への取組みを行う。

第10条（反省指導の期間）

反省指導の期間は発達段階や問題の程度や繰り返し等により協議して指導期間を決定する。

附則

第1条

この規定は、令和7年3月31日に改定し、令和7年4月1日より施行する。